

いて、関係機関等と連携しつつ、救命率の向上等の観点から検証を行う。

さらに、救急要請時における地上デジタルテレビ放送等を活用した応急手当指導（口頭指導）の有効性について検証を行う。

### 2 救急医療体制の整備

#### 救急医療機関等の整備

救急医療体制については、従来体系的な整備を進めており、平成19年度予算には、救急医療施設等の整備・充実を図ることとし、その関連経費を含め、総額89億円を計上している。

救急医療体制の体系的整備の主な内容は、次のとおりである。

#### ア 救急医療施設の整備

##### ア 初期救急医療施設の整備

休日夜間急患センター及び小児初期救急センターについて、整備を図る。

##### イ 第二次救急医療施設の整備

重症救急患者を受け入れるための、病院群輪番制病院及び共同利用型病院の整備を図るとともに、小児緊急患者を受け入れる小児救急医療支援事業実施病院及び小児救急医療拠点病院の整備を図る。

##### ウ 第三次救急医療施設の整備

重傷及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤救急患者の救命医療を担当する救命救急センターの整備を図るとともに、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応する高度救命救急センターの整備を図る。

##### イ 救急医療情報システムの整備

救急医療施設の応需情報を常時、的確に把握し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行うとともに、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況等災害医療に係る総合的な情

報収集を行う救急医療情報センターの整備を図る。

#### ウ 救急医療設備の整備

交通事故の被害者救済の充実強化を図るため、全国の医療機関の救急医療機器の整備に関し、自動車損害賠償保障事業特別会計から2億9,000万円の補助金を交付する。

#### 救急医療担当医師・看護師の養成等

医師の卒業前の教育・臨床教育において救急医療に関する教育研修の充実に努めるとともに、看護系大学に対しては、「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」（平成16年看護学教育の在り方に関する検討会報告）において、「事故の特性に応じた救急処置・援助」に関する実践能力の卒業時の到達度を示しており、関係会議等で引き続き本報告に基づいた教育の充実が行われるよう促す。

#### ドクターヘリ事業の推進

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、早期治療の開始と迅速な搬送を行うドクターヘリ（医師が同乗する救急専用ヘリコプター）の配備を推進する。

その運用に当たっては、ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や「運用マニュアル」の作成、共通の周波数の無線機の整備等関係機関・団体が連携した取組を強化する。

### 3 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の円滑な実施や救急隊員への教育訓練体制の整備等を図り、消防機関と医療機関、救急医療関係者等との連携を強化し、都道府県及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の充実を図る。この協議会において救急救命士等の救急隊員の活動に必要な医師の指示・指導・助言体制の確立や臨床実習等の支援体制の確保を推進する。

## 第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

### 1 自動車損害賠償保障制度の充実等

交通事故被害者保護の充実を図るため、次の施策を重点的に推進する。

#### 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実等

自賠責保険については、被害者保護の充実が図られるよう、国による死亡等重要事案に関する支払

審査のほか、保険会社等の情報提供措置の着実な実施、支払基準に基づいた適正な保険金支払いの実施及び公正中立な紛争処理機関による紛争処理業務の円滑な実施が図られるよう保険会社等を指導する。

#### 政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険車による事故の被害者救済制度である保障事業についても、自賠責保険と同様、被害者保護の充実に努める。

#### 無保険（無共済）車両対策の徹底

原動機付自転車等に係る自賠責保険（共済）加入の徹底及び無保険（無共済）車対策の充実に努める。

#### 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（共済）とともに交通事故の被害者救済に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（共済）について、必要に応じ保険（共済）事業の改善の指導を行う。

## 2 損害賠償の請求についての援助等

### 交通事故相談活動の推進

交通事故被害者救済対策の一環として、地方公共団体が設置する交通事故相談所における相談活動を支援し、被害者に対する損害賠償の適正化を図る。

このため、交通事故相談所に勤務する初任の相談員に対し、相談員として必要な基本的知識等の習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会」を引き続き実施するとともに、相談事例や判例等に関する事例研究会の開催、情報誌の発刊により、相談員の複雑・多様かつ専門化する相談内容への的確な対応を目的とした「交通事故相談員育成事業」及び相談員の即応能力の向上を目的として相談所に弁護士等を派遣し、相談員が弁護士等のアドバイザーから直接、指導・助言を受けられる体制を整備する「交通事故相談員支援事業（アドバイザー事業）」を推進する。

### 損害賠償請求の援助活動等の強化

#### ア 警察における交通相談の積極化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため、救済制度の教示や交通相談活動の積極的な推進を図る。

### イ 法務省における人権相談の強化

法務局、地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員は、人権擁護活動の一環として、交通事故に関する相談についても従来積極的に取り組んできたが、なお一層地域住民の利便に資するため、平成19年2月からインターネット人権相談受付窓口を開設しており、今後も積極的に交通事故に関する相談に応じる。

### ウ 日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助事業の推進

交通事故の被害者を含め民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の権利を実現することができるよう、法律相談を実施したり、訴訟代理費用（弁護士費用等）の立替えを行う民事法律扶助事業の適切な整備及び発展を図りつつ、総合法律支援の実施及び体制の整備に努める。

### エ 日弁連交通事故相談センターによる交通事故相談活動の強化

日弁連交通事故相談センターにおいて、弁護士による交通事故の損害賠償等に関する無料の法律相談及び弁談あっせんを更に利用しやすくするため、相談所の増設等の業務の拡充に努めることとしている。

### オ 交通事故紛争処理センターによる交通事故相談活動の強化

交通事故に関する紛争の適正な処理を図るため、嘱託弁護士による無料法律相談及び和解の斡旋、審査会による審査・裁定業務の強化に努める。

## 3 交通事故被害者支援の充実強化

### 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

#### ア 自動車損害賠償保障法の自動車事故対策計画に基づく交通事故被害者救済対策等

自動車損害賠償保障法による自動車事故対策計画に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的に行われるよう補助等を行う。

#### イ 独立行政法人自動車事故対策機構

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）は、交通事故被害者の救済を図るため、次に掲げる業務

を行う。

### ア 介護料の支給

自動車事故により重度の後遺障害を負い、常時又は随時介護を要する被害者に介護料の支給を行う。また、介護料支給の対象品目の追加を行う。さらに、在宅介護者の支援を強化するため、短期入院費用の一部助成を行う。

### イ 重度後遺障害者療護施設の運営等

自動車事故による重度後遺障害者に対し、専門的な治療及び養護を行う療護施設（千葉、東北、岡山、中部の4か所）の運営を行う。また、療護施設の空白地域解消のため、一般病院に対して療護施設機能の委託を行う。

### ウ 交通遺児に対する援助

交通遺児の生活基盤を確立し、その健やかな育成を図るため、交通遺児育成基金において、交通遺児から拠出された資金を長期にわたり安定的に運用して、その育成資金を定期的に給付する交通遺児育成基金事業を行う。

### エ 交通安全活動推進センター

都道府県交通安全活動推進センターは、職員のほか、弁護士、カウンセラー等を相談員として配置し、相談体制の充実に努める。

交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

### ア 交通事故被害者等に対する情報提供の実施

ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する事件、交通死亡事故等の被害者・遺族に対して、事故

の概要、捜査状況等についての被害者連絡を適時、適切に実施するとともに、交通事故事件に係る「被害者の手引」、「現場配布用リーフレット」等の配布や各種相談活動によって、被害者等にとって必要な情報の提供に努める。

また、交通死亡事故等を起こした加害者に対する行政処分の結果等について被害者等からの問い合わせがあった場合には、適切に回答するなど、被害者等の心情に配慮した行政処分制度の運用に努める。

検察庁では、刑事事件の処理結果等を通知する被害者等通知制度の実施、被害者支援員による被害者相談等の対応を充実させるほか、被害者等に対する不起訴事件記録の開示の弾力的な運用などの施策を実施し、被害者等の保護に努める。

### イ 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

運転免許に関する各種講習において、被害者等の声を反映させ、交通事故の悲惨さを受講者に効果的に理解させる施策の推進を図る。また、被害者等の手記を取りまとめた資料等については、交通安全推進団体等にも配布し、交通事故の悲惨さの紹介に努める。

### ウ 交通事故被害者サポート事業の実施

交通事故被害者の自立を支援する立場にある者の技術を向上させるとともに、交通事故被害者の自助グループに対する支援を行う「交通事故被害者サポート事業」を実施する。

## 第8節 研究開発及び調査研究の充実

### 1 道路交通安全に関する研究開発の推進

#### 内閣府本府の調査研究

第8次交通安全基本計画の政策評価の実施に資するため、交通安全対策の総合的な効果分析手法に関する調査研究を実施する。

#### 警察庁関係の研究

### ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

#### ア 安全運転の支援

交通管制システムのインフラ（社会基盤）等を利

用して、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通し視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促し、ゆとりを持った運転ができる環境を創り出すことにより、交通事故の防止等を図る安全運転支援システム（DSSS）について、運転挙動に応じた的確な情報提供を実現するなど、その機能の高度化に向けた研究開発を推進する。

#### イ 信号制御の高度化

現行の信号制御方式に代わり、個々の信号機にお